

第三者委員会最終報告書に関しての疑問点

1 6月21日知事公舎における面談メモの認定に関して

疑問点	第三者委員会最終報告書	弁護士調査チーム報告書
<p>知事から当社に対して賛成投稿の要請があったかのごとく論理立てが行われているが、その根拠について以下の点から合理性に疑問がある。</p> <p>【6月2日(5月17日のこと)の県執行部に対する保安院説明時と同じ対応をお願いしたい】を根拠とすることについて】</p> <p>① 6月26日の県民説明番組に関する知事発言を、賛成投稿要請とした根拠の一つを、面談メモの「6月2日の県執行部に対する保安院説明時と同じ対応をお願いしたい」にあるとしている。しかしながら、その根拠は、後述*のとおり成り立たないと考える。</p> <p>※ 次項「『6月2日(5月17日のこと)の県執行部に対する保安院説明時と同じ対応をお願いしたい』を根拠とすることについて」のとおり</p> <p>【知事発言と面談メモに関する認定について】</p> <p>② 知事は、6月26日の県民説明番組での当社に対する賛成投稿要請については、<u>議会答弁、会見で明確に否定</u>（「九電に対しお願いをしたという認識は全くなかった」「何かを九電に頼んだということではない」）しており、赤松弁護士調査チームの照会においても明確に同様の回答を行っている。また、会談のメモを作成したC支店長も、第三者委員会の聴取に同様の説明をしており、<u>当事者間の認識は、当社に対する賛成投稿要請は無かった</u>ということと共通している。</p> <p>③ 第三者委員会の最終報告書においては、知事は「<u>発言内容自体はメモのとおりであったことを基本的に認めている</u>」としているが、赤松報告書における知事の回答書において、知事は「私が申し上げた趣旨と、この社内メモに書かれている内容が大きく異なっていることにつきましては、まことに遺憾である」としており、<u>発言メモのとおりであったとは、「基本的に」認めていない</u>。また、「<u>具体的な記憶を有していないことは明らか</u>」とあるが、知事は、上述の県議会での答弁や会見、弁護士調査チームへの回答に見られるように、十分な記憶に基づき対応している。</p> <p>④ 赤松報告書では当職らの見解として「<u>知事発言当時の知事の意図あるいは真意は措くとして、同知事が懇談の場で同メモの記載と同様ないしは同趣旨の発言を行ったことは否定し難いものと思料する</u>」と記述しているが、以上の①～③にもあるとおり合理性に欠ける。</p> <p>また、<u>知事発言の意図、真意を措いてメモと同趣旨の発言（要請）を行ったとの推測は論理的に矛盾がある</u>と考える。</p> <p>⑤ 郷原氏は、7月30日の自身の会見において「<u>要請があったように受け止められ、メモが社内のかかなり広い範囲に広げられたのが今回の発端である可能性はある</u>。ただ、知事の真意が伝えられたかは疑問。知事の真意はそこではないし、支店長の発言も知事と同じ。ただメモの内容とは異なる」、「九電に賛成の意見を出してほしいという内容。それを見ると知事の発言と受け取られかねない内容。そのメモは会談のその場で書いたものではなく、重要な点だけメモして、会社に戻って記憶に基づいてメモにしたため、<u>内容はかなり不正確なものであった</u>。」と述べている。</p> <p>さらに8月1日の自身のメールマガジンにおいて、「<u>会談時の知事の発言についてのC支店長の現時点での供述は基本的に信用できるものと判断した</u>。」と述べている（その後もC支店長は供述内容を変えていない）。以上のとおり知事が、当社に対して賛成投稿を要請した事実がないことを一旦は認定している。その後見解が変化したことについて。（郷原元委員長への疑問）</p> <p>⑥ 阿部氏は、最近のインタビューにおいて、古川知事の関与について、「<u>我々の認定としては、古川知事がそういう意図で『やらせ』を命じたということまでは、読み取れない</u>。だから、知事の真意は措くとして、客観的な因果関係からいうと、知事の話した内容が発端で、いわゆる課長級社員の『やらせメール』につながったという認定をしているわけです。」（Net IB News 11月9日）と発言しており、知事が賛成投稿を要請したかのごとく述べられている<u>最終報告書と見解の相違がある</u>。（阿部元委員への疑問）</p>	<p>○ 同知事発言が上記メモに記載されたとおりであったか否かは、本件説明番組の目的、性格、さらには本件賛成投稿要請行為の評価にも影響する重要な事項と思料されたことから、赤松調査チームにおいて、同知事の発言内容と、同メモの記載との関係について慎重に検討を行った。その結果、「<u>同知事が懇談の場で同メモの記載と同様ないしは同趣旨の発言を行ったことは否定し難い</u>」との結論に達したことは、赤松報告書で詳細に述べられているとおりである。</p> <p>なお、この点に関して、同報告書の結論が明らかになった後においても、同知事及び九州電力側から、佐賀支店長メモの記載が不正確であり、同面談における古川知事の発言は同メモとは異なっていたかのような説明が繰り返しなされている（P27）</p> <p>○ 同知事は、メモ記載の知事発言内容に関して、(略)「<u>内容やニュアンスについては私の発言の趣旨や真意とは相当異なっている</u>」と述べているものの、<u>メモ記載の項目の発言を行ったことは認めている</u>。</p> <p>また添付されている個別の発言事項に対する記述によれば、真意はともかく、<u>発言内容自体はメモのとおりであったことを基本的に認めている</u>。そして、赤松報告書によれば、同メモを見せられた九州電力会長が、7月8日に同知事に、その内容の確認の電話をしたところ、同知事の返答は「話した内容まで覚えていない」というもので、その、4、5日後に、再度、同会長が同知事に電話をしたところ「<u>考えてみたらそういうことを言った気がする</u>」というものであったとのことである。</p> <p>その経緯からも、同知事が、同メモの内容と実際の発言が異なると主張できるほどに具体的な記憶を有していないことは明らかであり、<u>知事発言に関する唯一の具体的な根拠は佐賀支店長メモなのであるから、同知事の発言が同メモの記載と同様であることは疑う余地がない</u>。（P27）</p>	<p>○ 知事に対し、支店長メモについての質問を行ったところ、同知事からの回答は(略)「<u>県民説明会の際に、発電容認の立場からもネットを通じて意見や質問を出してほしいという記述については、九州電力に対して申し上げたものではなく、今回の再稼働問題に関しては、特にいろんな意見を出してもらうのが一番と考え、再稼働を求める声が経済界にもあるのであれば、そういったところからも声を出してもらうことも必要ではないかという私の考え方を述べたものです</u>。(略)」というものである。（赤松P14）</p> <p>○ 同会長は、帰国当日に社長から支店長メモを初めて見せられ、同メモについて知事に確認の電話をしたところ、同知事の返事は「6月21日に挨拶に来たことは覚えているが、そのときに話した内容まで覚えていない」というものであった。</p> <p>そこで、同会長は、そのうち記憶を取り戻すであろうとの考えから、4日か5日後に、再度、知事に電話したところ、その際同知事の答えは「<u>考えてみたらそういうことを言った気がする</u>」というものであったことが認められる。（赤松P14）</p> <p>○ 知事発言が本件賛成投稿要請の発端であったか否か、あるいは同要請に与えた影響等は、同発言の内容のみならず、その後のA副社長らによる相談の内容及び同相談を受けてのD部長への指示等をも勘案して定まる事項であるところ、知事発言が本件賛成投稿要請の発端となったこと、かつ、同要請に相応の影響を与えたものと言わざるを得ないことは後記のとおりであるとして、知事発言自体についての当職らの見解を述べると、以上の調査結果、すなわち支店長メモの作成経緯、同メモ作成の用途・目的、支店長手帳の記載、A副社長らの九電関係者の関係対応等の諸点を総合すると、知事発言当時の知事の意図あるいは真意は措くとして、<u>同知事が懇談の場で同メモの記載と同様ないしは同趣旨の発言を行なったことは否定し難いものと思料する</u>。（赤松P14）</p>

1 6月21日知事公舎における面談メモに関する疑問

疑問点	第三者委員会最終報告書	弁護士調査チーム報告書
<p>⑦ 最終報告書では、</p> <ul style="list-style-type: none"> 「古川知事は、玄海原発再稼働に向けてのシナリオを描き、九州電力と外形的には距離を保ちつつ、実際には緊密な協力の下に、再稼働に向けてのステップを踏んでいこうとしていた」 「知事側は、住民参加イベントを通じて地域住民の安全性への理解の程度などの『民意』を把握する意向を示し、一方で、同イベントでの『民意』が原発推進に賛成の方向に向けられるよう九州電力が動くという構図」 <p>としている。しかしながら、</p> <ul style="list-style-type: none"> 知事は再稼働の条件として「安全性の確認」、「県議会の議論」、「立地町の動向」が必要な要素と繰り返し述べる等、他の立地県の知事と同様、<u>再稼働の条件を明らかにしていた。</u> 特に「安全性の確認」については「地震によって重大な損傷が生じたのではないかという点」、「MOX燃料を使ったことによって、悪い影響が生じていたのではないかという点」、「なぜ浜岡だけ止めたのかという点」を国が明らかにすることを必要としていた。 これらの考え方について、知事は常々明確にしていたところ。そのため<u>議論の場として、6月26日の県民説明会が開催されたのではないかと。</u> 赤松報告書では、最終報告書にある「知事はシナリオを描き」「知事側は意向を示し九州電力が動く構図」に関する認定は行われておらず、<u>最終報告書でそうした認定に至った明確な根拠も示されていない。</u> <p>こうした点から、最終報告書の記載は論理が飛躍していると考えられる。</p> <p>⑧ 最終報告書では、「知事の発言は、本件賛成投稿要請行為に決定的な影響を与えた」と認定しているが、知事会談後の三者（A副社長、B本部長、C支店長）の行為は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 6月21日の知事面談直後のやり取りは、当社に対し要請があったという緊張感が全くなく、雑談が主なものであり、賛成投稿に係る具体的な実施方法、役割分担等の協議も行っていない 知事からの要請事項であれば、少なくとも社長への報告、他の副社長への周知が的確に行われるところであるが、これら対応は曖昧であった 原子力発電本部では、6月22日以降の行動、措置内容について経営トップ層に報告するなど、フォローが行われていない。知事からの要請であればこれらも確実に報告されているところ <p>といったものであり、当社に対して知事から賛成投稿要請があったことは窺えない。</p> <p>⑨ 知事から県民説明番組に関する発言があったのは事実であるが、<u>当社による賛成投稿要請行為は、知事の発言内容を正しく受けとめられなかったこと、あるいは正しく伝えられなかったこと、C支店長が知事の発言を正確に受け止めず自らの思いも込めて作成した不正確なメモが出回ったことが原因である</u>と考える。したがって、<u>知事の発言に責任があるかのような意味での「発端」という言い方はできない。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 古川知事は、<u>玄海原発再稼働に向けてのシナリオを描き、九州電力と外形的には距離を保ちつつ、実際には緊密な協力の下に、再稼働に向けてのステップを踏んでいこうとしていたものと思われる</u>（P28） 知事側は、<u>住民参加イベントを通じて地域住民の安全性への理解の程度などの「民意」を把握する意向を示し、一方で、同イベントでの「民意」が原発推進に賛成の方向に向けられるよう九州電力が動くという構図であり、その「民意」を作出する手段として、プルサーマルに関しては佐賀県討論会での社員等の動員と「仕込み質問」、今回の原発再稼働に関しては、説明番組への賛成投稿要請という方法が使われたものである。</u>（P28） 知事が求めている「賛成投稿」を行うことが玄海原発再稼働につながるとの期待から、何らかの方法でそれに応じようとしたものと考えられる。まさに、<u>同知事の発言は、本件賛成投稿要請行為に決定的な影響を与えたものと言える。</u>（P28～29） 古川知事からの要請に応え、<u>知事が描いているシナリオどおりに玄海原発の再稼働を実現しようとの強い意志に基づいて、賛成投稿の数を増やすために組織的に行われたものである。</u>（P29） 	<ul style="list-style-type: none"> 蕎麦屋での相談内容についての三者の各供述にあつては、<u>知事発言の影響は比較的希薄であったか</u>のようである。 また、B本部長にあつては、<u>同相談内容についての記憶がないとする一方</u>で、<u>本件説明番組についてはその前から周知することを考えていた</u>などと述べている。 しかし、本調査の結果に照らすと、知事との懇談以前の九電あるいは上記三者については、<u>実際には本件説明番組に対して何らかの対応あるいは関係協議を行なった形跡が認められない。</u> また、知事との懇談から蕎麦屋での相談に至る経緯なども勘案すると、<u>その際の三者の相談内容が仮に上記のとおりのものであったとしても、知事発言が同相談の背景ないしは動因として相応の影響を及ぼしていたことは否定しがたいもの</u>と思料される。（赤松P16）

2 「6月2日(5月17日のこと)の県執行部に対する保安院説明時と同じ対応をお願いしたい」を根拠とすることについて

疑問点	第三者委員会最終報告書	弁護士調査チーム報告書
<p>⑩ 赤松報告書において「5月17日保安院説明会のことに着目した理由」は、「括弧内に『県執行部に対する保安院説明時と同じ対応をお願いしたい』と記載されており、<u>「同じ対応」とは「賛成意見の投稿だったこと」として</u>いる。この点について、<u>C支店長は、以下のとおり述べており、赤松報告書の認定に疑問がある。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「当社原子力発電本部から5月17日の説明会において投稿があったという事実を6月21日時点においても知らなかったこと、また、そもそも同説明会は、賛成意見を出せるようなものではないとの認識を持っていたこと」 ・「6月21日の面談メモにおける知事からのお願いについて、『6月2日の県執行部に対する保安院説明時と同じ対応をお願いしたい』の意図するところは、『ネット形式で広く誰でもアクセス出来るので県民の皆さんに見て欲しいということで、<u>5月17日同様、6月26日も、自分としてはリアルタイムで社員のみんなにも見て欲しいという思いを込めたものだった</u>』こと」 <p>⑪ 最終報告書における「5月17日の保安院説明時の<u>佐賀県側からの要請を受けた九州電力社内の動きであることは疑いようのないところ</u>」との認定は、以下の状況から判断して<u>合理性に欠ける。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月17日には、当社の誰もが社外の誰からも要請の電話は受けていないこと ・ また、電話連絡は5月16日に、C支店長からH統括本部長に別件でかけたものであること ・ その際に県民説明会があるとの話を聞いたものであり、投稿等の要請を受けたものではなかったこと 	<p>○ さらに、当委員会の中間報告において、同メモの「(県執行部への保安院説明時と同じ対応をお願いしたい)」との記載に関しては、5月17日に行われた原子力・安全保安院の県執行部への説明がユーストリーム中継された際に、佐賀県側から九州電力側に対して、佐賀県側から『書き込みもしてほしい』といった内容の電話連絡があり、また『それが知事の強い希望』と述べたと認定したのに対して、九州電力は、同記載は同社が佐賀支店長に確認した内容と異なる旨の「当社の見解」をホームページ上で公表した。(P38)</p> <p>○ その後、赤松調査チームにおいては、同支店長を再聴取し、佐賀県側の要望に応じて、同支店長と電話連絡を行ったと述べている佐賀県の統括本部長からも聴取した上、その後、九州電力社内において、上記説明のユーストリーム中継が開始された後に送信された、緊急に書き込みを要請するメールが発見されたことなども踏まえて、中間報告で認定した事実と同様の事実を認定しており、前記の括弧内の記載が5月17日の保安院説明時の<u>佐賀県側からの要請を受けた九州電力社内の動きであることは疑いようのないところ</u>であるにもかかわらず、九州電力は、その後も同趣旨の説明を続けた。(P38～39)</p> <p>○ さらに、当委員会の中間報告において、同メモの「(県執行部への保安院説明時と同じ対応をお願いしたい)」との記載に関しては、5月17日に行われた原子力・安全保安院の県執行部への説明がユーストリーム中継された際に、佐賀県側から九州電力側に対して、佐賀県側から『書き込みもしてほしい』といった内容の電話連絡があり、また『それが知事の強い希望』と述べたと認定したのに対して、九州電力は、同記載は同社が佐賀支店長に確認した内容と異なる旨の「当社の見解」をホームページ上で公表した。(P38)</p>	<p>○ 同支店長は、同②の括弧内の「6月2日の県執行部に対する保安院説明時と同じ対応をお願いしたい」との記載については「5月17日の間違いである」とした上で「同括弧内の記載については、知事からそのような言葉が出たということではなく、知事による②の言葉の趣旨を同括弧内の記載のとおり理解したということである」旨述べている。(赤松P6)</p> <p>○ 以上、要するに、C支店長は、支店長メモの②の記載にかかる知事発言の趣旨について、本件説明番組についても九電側に5月17日保安院説明会の際の上記のとおり対応と<u>同様のことを求めたものと理解したことになる。</u>(赤松P8)</p> <p>○ C支店長の9月9日ヒアリングにおける「当時のH統括本部長の話の趣旨は、県を主体とするもので、九電側への対応を求めたものではない」「H氏の話は同説明会についての<u>情報提供に過ぎない</u>」旨の説明については、到底、<u>合理性を認めることはできない。</u>(赤松P10)</p> <p>○ 先の中間報告書によっても明らかなおと、そもそも当職らが5月17日保安院説明会のことに着目した理由は、支店長メモ2枚目の②の括弧内に「<u>県執行部に対する保安院説明時と同じ対応をお願いしたい</u>」と記載されており、同記載は6月21日の知事発言の趣旨についてのC支店長の理解の如何を示すものと認められたことにあるところ、同保安院説明会への九電側の対応がまさしく賛成意見の投稿だったことは既述のとおり<u>客観的事実として疑う余地のないところである。</u>(赤松P10～11)</p> <p>○ なお、上記の5月16日のC支店長とH統括本部長との間の電話についての認定は、8月6日の同支店長に対するヒアリング(以下、同ヒアリングのことを「8月6日ヒアリング」という)の結果とかかわりがあるところ、その後、社長からの強い要請により、同支店長については9月9日もヒアリング(以下、同ヒアリングのことを「9月9日ヒアリング」という)を行なっている。(赤松P8)</p>
<p>【C支店長の供述及びH統括本部長の供述の合理性について】</p> <p>⑫ C支店長は、<u>数度にわたるヒアリングにおいて、「電話における『それが知事の強い希望』との言葉の趣旨は、あくまで賛否に関わらない県民の視聴、アクセスの話であって、九電による投稿を求めたものではなかった。」</u>と供述している。</p> <p>また、<u>9月9日のヒアリングが当社ホームページに見解を掲載する直前であったことは、C支店長の供述に合理性が認められない理由にはならない。</u></p> <p>※ 当社は、第三者委員会の調査において、C支店長の供述をヒアリングと異なる内容で取り上げられ、そのことが因で再ヒアリングを求めたものであり、また、当社がホームページに見解を表明したのは、9/8の第三者委員会中間報告書の記載内容が供述と異なっており、そのことよって社外の第三者にご迷惑をお掛けすることがないようにとの考えによるものである。</p> <p>⑬ また、赤松報告書は、「H統括本部長のヒアリングにおける供述は、C支店長の9月9日ヒアリングにおける供述と同様ないしは同趣旨」と記載しており、<u>H統括本部長の供述が、C支店長の供述と整合していることを認めている。</u></p>	<p>○ その後、赤松調査チームにおいては、同支店長を再聴取し、佐賀県側の要望に応じて、同支店長と電話連絡を行ったと述べている佐賀県の統括本部長からも聴取した上、その後、九州電力社内において、上記説明のユーストリーム中継が開始された後に送信された、緊急に書き込みを要請するメールが発見されたことなども踏まえて、中間報告で認定した事実と同様の事実を認定しており、前記の括弧内の記載が5月17日の保安院説明時の<u>佐賀県側からの要請を受けた九州電力社内の動きであることは疑いようのないところ</u>であるにもかかわらず、九州電力は、その後も同趣旨の説明を続けた。(P38～39)</p>	<p>○ すなわち、C支店長は、9月9日ヒアリングにおいてもH統括本部長との電話内容については8月6日ヒアリングの際と同様の供述をする一方で、同電話におけるH統括本部長の話について、「その電話における『それが知事の強い希望』との言葉の趣旨は、あくまで賛否に関わらない県民の視聴、アクセス、書き込みであって、九電による対応を求めたものではなかった」旨を強調した。(赤松P8)</p> <p>○ 以上のとおり、9月9日ヒアリングにおけるC支店長の供述は、本件賛成投稿要請に至る経緯について、その原因を支店長メモのみに求め、知事発言と関係がないかのように主張する九電側の姿勢と類似するものである。(赤松P8～9)</p> <p>○ 以上の諸点に加え、H統括本部長との電話で5月17日保安院説明会にかかわる話を聞いたC支店長がB本部長に関係連絡をして以降の九電側の実際の対応状況、さらにはC支店長への9月9日ヒアリングは、知事発言は本件説明番組への九電側の対応とは無関係であるかのように主張している九電の社長からの強い希望により実施した(終了時刻：午後3時)ものであり、かつ、<u>同ヒアリング実施日の夕刻には九電側がホームページに同会社の意見としてC支店長の同日のヒアリングと同趣旨のコメントを発表するという不可解な事実などをも考慮すると、C支店長の9月9日ヒアリングにおける「当時のH統括本部長の話の趣旨は、県を主体とするもので、九電側への対応を求めたものではない」「H氏の話は同説明会についての情報提供に過ぎない」旨の説明については、到底、合理性を認めることはできない。</u>(赤松P9～10)</p> <p>○ H統括本部長のヒアリングにおける供述は、C支店長の9月9日ヒアリングにおける供述と同様ないしは同趣旨 (赤松P10)</p>

2 「6月2日(5月17日のこと)の県執行部に対する保安院説明時と同じ対応をお願いしたい」を根拠とすることについて

疑問点	第三者委員会最終報告書	弁護士調査チーム報告書
<p>⑭ C支店長は、『それが知事の強い希望』との言葉の趣旨は、あくまで賛否に関わらない県民の視聴、アクセス、書き込みであって、九電による対応を求めたものではなかった」ことの背景として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月17日保安院説明会は、国が県に対し原発の安全性の確保について説明する初めての機会であり、県としては、まずはしっかり国の説明を聞くというスタンスだったのであって、その段階で賛成意見を出してほしいという場面ではなかった。したがって、<u>県として九電に対し対応を依頼する状況ではなかった</u> ・「H統括本部長と電話で上記のとおりのお話をした理由については、『同本部長とは4,5年の付き合いがあり、日ごろからそういった情報を教えてもらっていた。この時もその種の<u>説明会は初めてということ</u>で情報提供を受けたに過ぎない』」と供述している。 <p>⑮ 玄海原子力発電所長が賛成意見投稿を行わなかったのは、赤松報告書では、「単に番組の視聴がうまくできなかったからに過ぎず、B本部長と玄海原子力発電所長の対応が異なることが、C支店長から賛成意見投稿要請を行っていない理由付けにはならない」としているが、仮に玄海原子力発電所長が、<u>C支店長から賛成意見投稿要請を受けていたら、別の手段を講じて対応するはず</u>であり、この認定には疑問がある。また、現に玄海原子力発電所長は、投稿要請のような話があったということは記憶にないと述べている。</p> <p>H統括本部長は、「ユーストリームへの書き込みで、賛成意見や原発容認意見があったとしても、それは、無視することにしかならない」「その説明会において、ユーストリームへの書き込み総数がいくらで、そのうちの何件が賛成意見でしたというような集計すら行っていない」と述べており、1時間30分に亘る説明会において、ユーストリームの画面上に<u>10件程度の賛成意見</u>（また、そのうちの一部は「お祭りがどうのこうの」というような本質的ではない意見）<u>が表示されたことをもって、「動機と結果においてつじつま」は合っていると認定するのは強引。</u></p> <p>赤松報告書では、H統括本部長からの話が「賛成意見投稿」要請であるとしているが、そうでなかったことは<u>佐賀支店においてC支店長が「賛成意見投稿」指示を出していないこと、および佐賀支店において実際に「賛成意見投稿」がなかった</u>ことから窺える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ さらに、当委員会の中間報告において、同メモの「(県執行部への保安院説明時と同じ対応をお願いしたい)」との記載に関しては、5月17日に行われた原子力・安全保安院の県執行部への説明がユーストリーム中継された際に、佐賀県側から九州電力側に対して、<u>佐賀県側から「『書き込みもしてほしい』といった内容の電話連絡があり、また『それが知事の強い希望』と述べたと認定したのに対して、九州電力は、同記載は同社が佐賀支店長に確認した内容と異なる旨の「当社の見解」をホームページ上で公表した。</u>(P38) ○ その後、赤松調査チームにおいては、同支店長を再聴取し、佐賀県側の要望に応じて、同支店長と電話連絡を行ったと述べている佐賀県の統括本部長からも聴取した上、その後、九州電力社内において、上記説明のユーストリーム中継が開始された後に送信された、緊急に書き込みを要請するメールが発見されたことなども踏まえて、中間報告で認定した事実と同様の事実を認定しており、前記の括弧内の記載が<u>5月17日の保安院説明時の佐賀県側からの要請を受けた九州電力社内の動きであることは疑いようのないところ</u>であるにもかかわらず、九州電力は、その後も同趣旨の説明を続けた。(P38～39) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ C支店長は、9月9日ヒアリングにおいてもH統括本部長との電話内容については8月6日ヒアリングの際と同様の供述をする一方で、同電話におけるH統括本部長の話について、<u>「その電話における『それが知事の強い希望』との言葉の趣旨は、あくまで賛否に関わらない県民の視聴、アクセス、書き込みであって、九電による対応を求めたものではなかった」旨を強調した。</u>(赤松 P8) ○ C支店長の9月9日ヒアリングにおけるB本部長と玄海原子力発電所長の対応の差異についての供述にしても、同支店長は、8月6日ヒアリングにおいて、「保安院説明の後に同所長に聞くと、中継の精度が悪く、途中で固まっているので視聴をやめたということだった」などと述べており、そのことからすると、<u>同所長が対応しなかったのは、単に番組の視聴がうまくできなかった結果に過ぎないと認められ、B本部長による同支店長からの連絡内容の勘違いを裏付けるに足る事実ではないことは明らか</u>である。(赤松 P9) ○ H統括本部長のヒアリングにおける供述は、C支店長の9月9日ヒアリングにおける供述と同様ないしは同趣旨であり、特段の差異があるとする<u>と「ユーストリームへの書き込みで、賛成意見や原発容認意見があったとしても、それは、無視することにしかならない」「その説明会において、ユーストリームへの書き込み総数がいくらで、そのうちの何件が賛成意見でしたというような集計すら行っていない」「賛成意見を書き込むように私、あるいは県が要請していたとすれば、九電の職員が書き込んだとされる賛成意見は、何らかの形で表面化させていなければ、動機と結果においてつじつまが合わない」旨の供述が加わっていることである。</u>(赤松 P10) ○ しかして、上記各供述の意味するところは必ずしも明確ではないのであるが、九電らの社内調査の結果によっても、九電側にあつては、現にユーストリームの中継に原子力管理部の各グループや東京支社から原子力発電の再開に賛成する方向の意見を概ね10件程度書き込み、同書き込みは同中継の画面上に表示されたものと認められる。(赤松 P10) ○ その意味で同各賛成意見は同中継の中で「<u>表面化</u>」したのであって、H統括本部長の上記供述の一部を借りれば、<u>「動機と結果においてつじつま」は合っている</u>のである。(赤松 P10)

2 「6月2日(5月17日のこと)の県執行部に対する保安院説明時と同じ対応をお願いしたい」を根拠とすることについて

疑問点	第三者委員会最終報告書	弁護士調査チーム報告書
<p>【5月17日の古川事務所または県からの電話連絡に関する事実認定について】</p> <p>⑯ 赤松報告書では、「5月16日、H統括本部長がC支店長と電話で話をした際、『明日保安院の方から県の執行部が説明を聴くことが決まった。県庁の執行部が説明を聴くだけでなく、ユーストリームを使ってやるので、県庁の担当が保安院に対して質問をしていることを県民に広く見て貰いたい』『県民にアクセスしてほしい』『書き込みもしてほしい』といった内容を告げ、また『それが知事の強い希望』と述べたとしている。</p> <p>さらに、赤松報告書では、「H統括本部長のC支店長への電話による賛成投稿要請は、前日ではなく、5月17日保安院説明会の直前あるいは途中において、反対意見の書き込みの多さから、H統括本部長において、急遽、C支店長へ電話による投稿要請を行い、同支店長以下の九電側関係者も同要請に対応した可能性が高いようにも思われる。」としているが、<u>以下の点からも事実ではない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 5月17日には、当社の誰もが社外の誰からも要請の電話は受けていないこと 古川事務所から当社への電話連絡がなかったことは、知事への聞き取りにより確認 H統括本部長は当該説明会に出席しており、説明会の最中に上記のような依頼を行うことは不可能であったことは、H統括本部長本人も主張している通り <p>⑰ 「H統括本部長のC支店長への電話による賛成投稿要請は、前日ではなく、5月17日保安院説明会の直前あるいは途中において、反対意見の書き込みの多さから、H統括本部長において、急遽、C支店長へ電話による投稿要請を行い、同支店長以下の九電側関係者も同要請に対応した可能性が高いようにも思われる」旨、赤松報告書で記述しているが、B本部長、D部長、Eグループ長に対する当社の社内調査が不完全であったことが影響していると考えられる。</p> <p>実際の状況としては、5月17日の13:30頃にC支店長がB本部長に<u>説明会の開催</u>について電話連絡を行った際に、やりとりの中で「<u>古川事務所から要請があった</u>」という誤認が生じて、それをB本部長は指示としてD部長に伝え、D部長はEグループ長にその旨をそのまま伝えたものと思われる。5月17日には、当社の誰もが社外の誰からも要請の電話は受けていない。(なお、この点については、当社より第三者委員会に対して十分説明を行ってきたところ)</p>	<p>○ さらに、当委員会の中間報告において、同メモの「(県執行部への保安院説明時と同じ対応をお願いしたい)」との記載に関しては、5月17日に行われた原子力・安全保安院の県執行部への説明がユーストリーム中継された際に、佐賀県側から九州電力側に対して、佐賀県側から「『書き込みもしてほしい』<u>といった内容の電話連絡があり、また『それが知事の強い希望』と述べたと認定したのに対して、九州電力は、同記載は同社が佐賀支店長に確認した内容と異なる旨の「当社の見解」をホームページ上で公表した。(P38)</u></p> <p>○ その後、赤松調査チームにおいては、同支店長を再聴取し、佐賀県側の要望に応じて、同支店長と電話連絡を行ったと述べている佐賀県の統括本部長からも聴取した上、その後、九州電力社内において、上記説明のユーストリーム中継が開始された後に送信された、<u>緊急に書き込みを要請するメールが発見されたこと</u>なども踏まえて、中間報告で認定した事実と同様の事実を認定しており、前記の括弧内の記載が<u>5月17日の保安院説明時の佐賀県側からの要請を受けた九州電力社内の動きであることは疑いようのないところ</u>であるにもかかわらず、九州電力は、その後も同趣旨の説明を続けた。(P38～39)</p>	<p>○ 同説明会については、5月16日、佐賀県統括本部長のH氏(※同氏については、当職らの中間報告後、自ら記者会見をするなどで、氏名は周知となっている。以下、同氏のことを「H統括本部長」という)がC支店長と電話で話をした際、「明日保安院の方から県の執行部が説明を聴くことが決まった。県庁の執行部が説明を聴くだけでなく、ユーストリームを使ってやるので、県庁の担当が保安院に対して質問をしていることを県民に広く見て貰いたい」「<u>県民にアクセスしてほしい」「書き込みもしてほしい」といった内容を告げ、また「それが知事の強い希望」とのことでもあった。(赤松P7)</u></p> <p>○ 当該ユーストリームについてのアクセス先を同月17日当日の朝刊により確認した上、<u>電話により本店所在のB本部長に対してH統括本部長からの連絡内容並びにユーストリームによる書き込みのシステムについて伝えた。(赤松P7)</u></p> <p>○ <u>これを受けて同本部長は直ちにD部長に対してC支店長からの上記電話連絡の内容を伝え、同部長は自席に戻るとEグループ長らの各グループ長に対し当該ユーストリームにアクセスして原発再開への賛成意見を入れるように指示した。(赤松P7～8)</u></p> <p>○ しかし、7月7日か8日ころ、Eグループ長において、社長からの指示により、D部長からの5月17日保安院説明会に関する指示内容及びその後の対応について記載・作成したものと認められる「5/17 対応の事実関係について」と題し、左上部に赤字で「<u>厳秘</u>」との表示のある社内メモには、「5月17日当日の午後、事務所から、『佐賀県庁のHPにおいて、知事に対する国の説明状況が生中継中であるが、同中継を行なっているユーストリームへの書き込みが反対派からのものばかりなので、賛成意見も書き込むように』との協力要請があったので、D部長にその旨を連絡した」旨の記載がある。(赤松P9)</p> <p>○ また、B本部長は、ヒアリングにおいて、上記メモと同様の供述をし、同メモとの関連で、「『事務所』<u>というのは、『佐賀県』のことであり、同メモ中の協力要請については、C支店長から連絡を受けて、それをD部長に連絡したということである</u>」旨説明している。(赤松P9)</p> <p>○ そのほか、5月17日保安院説明会の途中である午後2時36分には、<u>Eグループ長が川内原子力発電所次長らにメールを発信し、同説明会がライブ中継中であることを知らせるとともに、「今しがた、古川事務所より、『同中継を行っているユーストリームへの書き込みが反対派ばかりなので、九電も書き込みを行うように』との指示があった</u>とのこと。本店でも手を尽くして(社用でないPCからのアクセス、書き込みの他、社外への書き込み依頼等)おりますが、発電所及び協力会社においても、ご協力をお願いします」と依頼していることが認められる。(赤松P9)</p> <p>○ すなわち、Eグループ長において、同保安院説明会への対応につき、D部長から指示を受けた際に、その理由について同部長から上記メール記載の趣旨の説明を受けたことは明らかである。(赤松P9)</p> <p>○ H統括本部長のC支店長への電話による賛成投稿要請は、前日ではなく、5月17日保安院説明会の直前あるいは途中において、反対意見の書き込みの多さから、H統括本部長において、急遽、C支店長へ電話による投稿要請を行い、同支店長以下の九電側関係者も同要請に対応した可能性が高いようにも思われる。(赤松P10)</p>

3 H17年プルサーマル討論会における知事の関わり方の認定について

疑問点	第三者委員会最終報告書	弁護士調査チーム報告書
<p>⑱ 最終報告書では、プルサーマル討論会を「事前了解のプロセスの中できわめて重要な意義を持つもの」、「知事の意向によって『作られたイベント世論』が重要な要素となって事前了解が行われたことは明らかである」と認定しているが、県においては<u>同討論会は安全性の取りまとめを行うにあたっての論点整理の参考</u>にされたものであり、その賛成割合等によって事前了解の判断を行ったものではないと説明されている。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 古川知事の県議会原子力安全対策等特別委員会(9月28日)の答弁「プルサーマルを判断する際に、議論の中で論点を整理していくことが目的。県は、県民の賛成割合が一定に達したことで、判断していない。」 佐賀県原子力対策課長の同委員会(同日)の答弁「討論会はプルサーマルに関する推進、反対の考えを聞き、県としての判断の材料とする趣旨で開催したものであり、動員や仕込み質問があったとしても、所期の目的は達成したと考える。」 	<ul style="list-style-type: none"> 同年12月25日に開催された佐賀県討論会は、九州電力主催、国主催の公開討論会等を経て、最後の締めくくりに公開討論会として行われたものであり、「地元や地域住民や県民が納得できる姿で議論」を経て、安全性についての地域住民の理解を確認した上でプルサーマル計画に対する事前了解の判断を行うという古川知事の方針の下では、事前了解のプロセスの中で極めて重要な意義を持つものであった。(P20～21) 佐賀県におけるプルサーマル事前了解に至る経過から、古川知事の意向によって「作られたイベント世論」が重要な要素となって事前了解が行われたことは明らかである。(P24) 	<ul style="list-style-type: none"> 九州電力は、佐賀県及び古川知事の意向を最大限尊重し、地元住民に対する理解推進活動を1年半にもわたって続けることに繋がったという事情が認められる。佐賀県討論会は、その総仕上げとも言うべきイベントであり、(梅林P30)
<p>⑲ 梅林報告書では、討論会の様子について「仕込み質問によって、原子力慎重派の議論が妨害されたり封殺されたという事情は見受けられない」、「結果的に見れば、賛成と反対の双方からの質問が、公平に出ているように見える」と認定されているにも関わらず、最終報告書では「<u>質問の流れ、具体的状況を見ると、九州電力による『仕込み質問』が同討論会の開催目的を阻害するものであったかがわかる</u>」と認定しているが、<u>認定に至った根拠が示されていない</u>。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 佐賀県原子力対策課長の原子力安全対策等特別委員会(9月28日)の答弁「討論会はプルサーマルに関する推進、反対の考えを聞き、県としての判断の材料とする趣旨で開催したものであり、動員や仕込み質問があったとしても、所期の目的は達成したと考える。」 	<ul style="list-style-type: none"> 同討論会は、議論の経過の透明性の確保という目的にも、安全性への地域住民の理解の程度を把握するという目的にも著しく反するイベントになったことは明らか(P17) 同討論会の動画は、現在も佐賀県のホームページで公開されている。質問の流れ、具体的状況を見ると、九州電力による「仕込み質問」が同討論会の開催目的を阻害するものであったかがわかる。(P21) 	<ul style="list-style-type: none"> 佐賀県討論会の状況を映像記録で見ると、佐賀県討論会における仕込み質問によって、原子力慎重派の議論が妨害されたり封殺されたという事情は見受けられない。むしろ、質問者18名中10名は、原子力慎重派からの質問者であり、結果的に見れば、賛成と反対の双方からの質問が、公平に出ているように見える。(梅林P29)
<p>⑳ 最終報告書では、「古川知事が、最終的には事前了解を与える意図の下に、「地元や地域住民や県民が納得できる姿で議論」するという「外形」を作るため、住民参加型イベントの開催を求め、そこでの『賛成世論』にこだわった以上」との認定を行っているが、梅林報告書では、</p> <ul style="list-style-type: none"> 「佐賀県及び古川知事は、プルサーマル計画の事前了解の条件として佐賀県民の十分な理解が必要であるという慎重な姿勢を示しており」 「九州電力は、佐賀県及び古川知事の意向を最大限尊重し、地元住民に対する理解推進活動を1年半にもわたって続けることに繋がったという事情が認められる」 「九州電力が、佐賀県及び古川知事の意向を付度しながら、佐賀県討論会を必ずや成功させるために取った行動の一つが、仕込み質問であったと認められる」 <p>と認定されている。</p> <p>上述の状況からみても、<u>知事の「事前了解を与える意図」、あるいは知事が『賛成世論』にこだわった」と認定するのは強引である</u>と考える。</p> <p>また、<u>知事が『仕込み質問』であることに全く気づけなかったとは考えにくい</u>と何度も記述しているが、<u>具体的な根拠に基づかない憶測に過ぎない</u>。</p> <p>以上のように、社外の第三者の名誉に関わることについて、証拠に基づかず、強引に憶測を用いることは、第三者委員会の報告書としては不適切ではないかと疑問を持っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> さらに、古川知事についても、何らかの形で「仕込み質問」が行われていることの認識が全くなかったと言えるのか疑問がある。 まず、古川知事も、その種の公開討論会において、推進・賛成の立場からの質問が出にくいことは認識していたはずである。国主催のプルサーマルシンポにも参加し、質問が慎重派ばかりになったのを見て、その認識を一層強く持っていたはずである。 その古川知事が、第二部の質問コーナー冒頭で、プルサーマル導入賛成の立場からの質問が相次ぎ、また、最後も、「プルサーマルは安全」という認識の質問で締めくくられたのを見て、「仕込み質問」であることに全く気づけなかったとは考えにくい。(P22) 同報告書では、古川知事の意向の「付度」という言葉を用いているが、本報告書で、これまで述べたところによれば、むしろ、「仕込み質問」についても古川知事が認識していた疑いも払しょくできないところである。(P24) 同知事が、最終的には事前了解を与える意図の下に、「地元や地域住民や県民が納得できる姿で議論」するという「外形」を作るため、住民参加型イベントの開催を求め、そこでの「賛成世論」にこだわっていた以上、九州電力側としては、そのような同知事の意向を、「仕込み質問」を行ってでも、賛成・慎重の質問のバランスがとれるようにすることを求めていると受け止めていたものである。九州電力の側としては、古川知事の意向に沿うものと認識がなければ、「仕込み質問」をふくむ同討論会への対応を行うことはできなかったと思われる。(P24) 	<ul style="list-style-type: none"> 九州電力の担当者は、このような仕込み質問は、もっぱら九州電力のイニシアチブにおいて行われたものであり、佐賀県からの指示があつて行ったものではないと説明している。敢えて言えば、<u>佐賀県の意向を付度して、九州電力において実行したものと評価できる</u>が、(梅林P27) 九州電力は、玄海原子力発電所3号機においてプルサーマル計画を実施することを決め、2004年(平成16年)5月28日、佐賀県に対し事前了解願いを提出したが、九州電力は、古川知事が、最終的には事前了解を行うであろうという感触を得ていたからこそ、事前了解願いを提出した<u>とのことである</u>。(梅林P29) 佐賀県及び古川知事は、プルサーマル計画の事前了解の条件として、佐賀県民の十分な理解が必要であるという慎重な姿勢を示しており、また玄海原子力発電所3号機におけるプルサーマル計画が実現すれば、日本で最初となる情勢の中で、九州電力は、佐賀県及び古川知事の意向を最大限尊重し、地元住民に対する理解推進活動を1年半にもわたって続けることに繋がったという事情が認められる。佐賀県討論会は、その総仕上げとも言うべきイベントであり、九州電力が、<u>佐賀県及び古川知事の意向を付度しながら、佐賀県討論会を必ずや成功させるために取った行動の一つが、仕込み質問であったと認められる</u>。(梅林P30)